

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の不支給決定処分及び同年○月○日付けでした同給付に係る支給変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、会社Aの事業主で、第1種特別加入者として建築の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、Xの現場において使用する部材を梯子を利用して取った後、降りる際に近くにあったテーブルで腰を強打した（以下「平成○年○月災害」という。）ことから、B診療所に受診し「腰部打撲傷、腰椎骨折」と診断され、療養を開始し、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求し、支給決定を受けた。

（2）請求人は、平成○年○月○日、工事打ち合わせのため、自転車を使用しYの現場から帰社する途中、停車中の自転車と接触転倒し、左胸をペダルで強打した（以下「平成○年○月災害」という。）ことから、同診療所に受診し「胸部打撲傷、肋骨骨折」と診断され、療養を開始し、監督署長に同日から同年○月○日までの間の休業補償給付を請求し、支給決定を受けた。

（3）請求人は、平成○年○月○日、Zの工事現場において台車に道具を乗せ階段を降りていた際、バランスを崩して転落し、右下肢を強打した（以下「平成○年○月災害」という。）ことから、同診療所に受診し「右足第2、3、4中足骨骨折、右膝関節打撲捻挫、靱帯損傷」と診断され、療養を開始し、監督署長

に同日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求した。その後、請求人は、後続期間の同年○月○日から同月○日までの間の同給付に係る請求(以下「後続請求」という。)を行ったことから、監督署長がそれまでの請求内容等の確認を行ったところ、請求人は平成○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付については重複して受給していることが判明した。

そこで、監督署長は、請求人の休業の必要性等について、改めて調査した結果、請求人は事業主本来の業務に従事し、収入を得るとともに、労災保険法第14条に規定される療養を行っているとは認められないとして、後続請求に係る不支給決定処分及び既に支給済みの休業補償給付に係る変更決定処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の休業補償給付の請求期間に係る休業の必要性が認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、労災保険の第1種特別加入者として、建築の業務に従事していたものであるが、特別加入者に対する休業補償給付については、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」(昭和40年11月1日基発第1454号)により、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について」全部労働不能であること

がその支給事由とされているところである。

- (2) 請求人は、平成○年○月災害、平成○年○月災害及び平成○年○月災害以降の療養の状況については、B診療所の診療録等から同診療所に通院していたものと認められる。

一方で、特別加入者が休業補償を受給している場合、当該期間においては全部労働不能であるべきところ、請求人の就労等の状況を取りまとめた監督署作成の「請求人の通院・就労等の状況」をみると、上記の各々の災害に被災した以降も継続的に業務に従事していたものと認められるところであり、このことは、請求人が提出した平成○年以降の年度更新計算書の元請工事額が記載されていることから推認される場所である。

この点、請求人自身も公開審理において、生活のためには被災後も業務を行わざるを得なかった旨申述しており、以上の状況を総合すると、各々の災害に被災した以降において、請求人が特別加入者として休業補償給付の支給要件である「全部労働不能」の状態であったとは、到底認め難い。

- (3) 請求人は、平成○年○月の災害において、C労働保険事務組合担当者に現認していないにもかかわらず、災害現認証明を依頼しており、一方、担当者も証明書を発行していることも問題視されるべきと付言する。

- (4) 請求人は、公開審理において、監督署が労災保険の給付について指導してくれると思っていたにもかかわらず、何も教示されず既支給分が回収されることは納得できない旨主張し、監督署職員の対応について、批判をしているが、付言するに、その当否は別として、原処分の違法・不当を指摘する主張とは認められず、当審査会の審理の対象外のことであって、判断の限りではない。もっとも、このような請求人の批判が相当なものであるとすれば、行政職員の対応についての的確な指導を行うよう期待したい。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の不支給決定処分及び同給付に係る支給変更決定処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。